

岡崎市ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス事業実施要綱

(目的)

第1条 ひとり暮らし高齢者見守り配食サービス事業（以下「事業」という。）は、ひとり暮らし高齢者が在宅生活を維持していく中で、日々の見守りが必要な者に対し、予算の範囲内において、安否確認のための食事の配達に係る経費を支援することにより、ひとり暮らし高齢者の自立支援と生活の質の向上を図るとともに、身体的、精神的負担を軽減し、福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「在宅」とは、次に掲げる要件の全てに該当することをいう。

- (1) 別表第1に掲げる入所施設に入所していないこと。
- (2) 別表第2に掲げる入居施設に入居していないこと。
- (3) 別表第3に掲げるショートステイ（短期間の入所又は宿泊等をいう。）を利用していないこと。
- (4) 別表第4に掲げる病院等に入院していないこと。

(事業の内容)

第3条 事業は、利用者に対し1日につき昼食又は夕食の1回、食事の配達を実施するものとする。

- 2 食事の配達は、原則毎日（1月1日から同月3日を除く。）行うものとする。
- 3 食事の配達は、手渡しにより行い、配達時に利用者の安否を確認し、必要に応じて緊急連絡先又は関係機関との連絡調整を行うものとする。
- 4 市長は、事業の実施にあたり、食品衛生法（昭和22年法律第233号）による食品営業許可を受け、事業の目的を理解して実施できる事業者（以下「事業者」という。）に委託するものとする。

(対象者)

第4条 事業を利用することができる者は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- (1) 市内に居住し、かつ、市が備える住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定によるものをいう。）に記録されている者
- (2) 75歳以上である者
- (3) 現に在宅で生活している者
- (4) 次条の規定により申請をする年度の市町村民税（地方税法（昭和

25年法律第81号)の規定による市町村民税をいう。以下この項において同じ。)が非課税の者(市町村民税の申告等をしていない場合を除き、その年度の市町村民税が明らかでない場合は、前年度分とする。)又は生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者

- (5) 安否確認の必要があること
- (6) 同居している者がいない者
- (7) 利用対象者の自宅に往来する2親等以内の親族がいない者
- (8) 日常的に見守りが可能な隣接する建物に居住若しくは往来する2親等以内の親族がいない者
- (9) 緊急時に原則60分以内に利用対象者宅へ駆けつけることができる者が2名いる者

(利用の申請)

第5条 事業を利用しようとする者(以下「申請者」という。)は、申請書に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書
- (2) 緊急連絡先登録同意書
- (3) 市町村民税非課税証明書(課税する権限が岡崎市長にある場合において、職権による確認に同意している場合を除く。)

2 申請者は、住民基本台帳の記録において同居している者が、現に同居していないときは、前項の規定による書類に加えて居所届出書を市長に提出しなければならない。

3 前条の規定にかかわらず、現に施設に入所若しくは入居をしている者又は病院等に入院している者が事業を利用しようとする場合は、退所、退去又は退院する日の7日前から第1項に規定する申請をすることができる。

(利用の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、事業の利用の可否を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

2 前項の規定による利用の決定期間の始期は、次の表の左欄及び中欄に掲げる提出区分及び申請期間に応じ、同表の右欄に掲げる利用開始可能日とする。

提出区分	申請期間	利用開始可能日
窓口	1日から10日まで	同月15日

	11日から20日まで	同月25日
	21日から月末まで	翌月5日
郵送	1日から25日まで	翌月5日
	26日から月末まで	翌月15日

3 第1項の規定による利用の決定期間の終期は、前条の規定による申請があった日の属する年度の翌年度の8月31日とする。

(利用の開始)

第7条 前条の規定により事業の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用を開始するときに、配食を受けたい事業者へ利用する旨の依頼しなければならない。

(利用者の負担)

第8条 利用者は、見守り配食サービスを受けたときに、食材費、光熱水費、容器包装費その他食事の調理に要する費用の一部を事業者に支払わなければならない。

(利用の制限)

第9条 利用者は、次のいずれかの期間が生じたときは、当該期間中は事業を利用することができない。ただし、第1号に掲げる期間のうち、当該期間の最初及び最後の日は、事業を利用することができるものとする。

- (1) 在宅でない日が生じたとき。
- (2) 一時的に同居する親族が生じたとき。

(利用中止の連絡)

第10条 利用者は、前条に規定による期間が生じたときその他利用者の都合により事業の利用を中止する日が生じたときは、事業者にその旨を連絡しなければならない。

(事業者の変更)

第11条 利用者は、配食を受ける事業者を変更する場合は、新たに配食を受けたい事業者で配食を始める月の前月15日までに市長に事業者の変更を依頼しなければならない。ただし、月途中での変更は、次のいずれかに該当した場合に限る。

- (1) 事業者の廃業又は業務停止その他事業を実施するにあたり不都合が生じたとき。
- (2) 特別な事情があると市長が認めたとき。

(変更の届出)

第12条 利用者は、第5条の規定による申請書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を変更届により市長に届け出なければな

らない。

(利用資格喪失の届出)

第13条 利用者は、利用要件に該当しなくなったときは、速やかに喪失届を市長に提出しなければならない。

2 利用者が死亡した場合においては、戸籍法（昭和22年法律第224号）に規定する死亡届の届出義務者は、喪失届を市長に提出しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、同項の喪失届が提出される前に利用者の死亡を確認したときは、当該喪失届が提出されものとみなすことができる。

(利用辞退の届出)

第14条 利用者は、利用要件に該当しなくなった場合を除いて、事業の利用を辞退するときは、速やかに辞退届を市長に提出しなければならない。

(利用資格喪失の決定)

第15条 市長は、第13条の喪失届又は前条の辞退届により、利用資格の喪失又は利用の辞退を確認したときは、利用資格の喪失を決定し、利用者にその旨を通知するものとする。ただし、利用者の死亡による喪失の場合及び当該通知前に利用者の死亡が確認された場合は、当該通知を行わないものとする。

2 市長は、利用者が正当な理由がなく、第5条第1項第1号の誓約書の記載事項に違反したとき又は第13条の喪失届を提出しないときは、利用資格を喪失させることができるものとし、当該決定の旨を利用者に通知するものとする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項及び事業に関する事務に必要な書類の様式は、当該事務を所管する長寿課長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は同年3月1日から施行する。

2 要綱第5条の規定による利用の申請及び第6条第1項の規定による利用の決定は、令和7年4月1日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。ただし、令和7年3月1日から令和7年6月30日までの期間において、第5条の規定による申請をした利用者については、第6条第3項の規定にかかわらず、利用の決定期間の終期を令和8年8月31日とする。

別表第1（入所施設）

入所施設	根拠法令及び条項
1 特別養護老人ホーム	老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の5
2 地域密着型介護老人福祉施設	介護保険法第8条第22項
3 介護老人福祉施設	介護保険法第8条第27項
4 介護老人保健施設	介護保険法第8条第28項
5 介護医療院	介護保険法第8条第29項
6 その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設	

別表第2（入居施設）

入居施設	根拠法令及び条項
1 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居	老人福祉法第5条の2第6項
2 養護老人ホーム	老人福祉法第20条の4
3 軽費老人ホーム	老人福祉法第20条の6
4 有料老人ホーム	老人福祉法第29条第1項
5 特定施設	介護保険法第8条第11項
6 認知症対応型共同生活介護を行う住居	介護保険法第8条第20項
7 地域密着型特定施設	介護保険法第8条第21項
8 介護予防認知症対応型共同生活介護を行う住居	介護保険法第8条の2第15項
9 サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第5条
10 その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設	

別表第3（ショートステイ）

ショートステイ		根拠法令及び条項
1	老人短期入所事業による入所	老人福祉法第5条の2第4項
2	小規模多機能型居宅介護事業による宿泊	老人福祉法第5条の2第5項
3	短期入所生活介護による入所	介護保険法第8条第9項
4	短期入所療養介護による入所	介護保険法第8条第10項
5	小規模多機能型居宅介護による宿泊	介護保険法第8条第19項
6	介護予防短期入所生活介護による入所	介護保険法第8条の2第7項
7	介護予防短期入所療養介護による入所	介護保険法第8条の2第8項
8	介護予防小規模多機能型居宅介護による宿泊	介護保険法第8条の2第14項
9	その他入浴、排せつ又は食事等の介護その他の日常生活上の世話を提供することができる施設等において実施する短期間の入所又は宿泊	

別表第4（病院）

病院		根拠法令及び条項
1	病院	医療法(昭和23年法律第205号) 第1条の5第1項
2	診療所	医療法第1条の5第2項